

# 上田市広報紙広告掲載要綱

平成18年3月6日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、上田市（以下「市」という。）が発行する広報紙への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

## (広告掲載の基本原則)

第2条 広報紙に掲載する広告は、次の事項を兼ね備えなければならない。

- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) 市の行政広報としての公共性、品位及び市民の信頼を損なうおそれのないものであること。
- (3) 広告の受け手である市民に不利益が生じるおそれがないものであること。

## (広告の掲載基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、掲載しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 意見広告
- (5) 名刺広告
- (6) 求人広告
- (7) 社会的問題についての主義・主張
- (8) 人権を侵害するもの、又はそのおそれのあるもの
- (9) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (10) 青少年の健全育成を阻害するもの、又はそのおそれのあるもの
- (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (12) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するもの
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定に該当する営業に係るもの、又はこれに類似するもの
- (14) 市の公共性、中立性、又は品位を損なうおそれのあるもの
- (15) 前各号のほか、国、長野県、市等が制定した関連諸法規等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (16) 国、長野県、市から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告主の広告
- (17) その他広報紙への掲載が適当でないと市長が認めるもの

## (広告主の所在地)

第4条 市長は、長野県内に事業所等を有する広告主の記事を掲載するものとする。

(広告の寸法、掲載位置等)

第5条 広告の大きさ及び掲載位置は、次のとおりとする。

(1) 広告の大きさは、縦50ミリメートル、横175ミリメートルを原則とする。

(2) 掲載位置は、ページの最下段を原則とする。

2 広告を掲載する場合は、広告欄であることを明示するため、**広告欄** と表示するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。ただし、3に該当する事業を営み、市外に事業所等を有する者の優先順位は、5に含まれるものとする。

掲載順位	種 别
1	国・政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類する者
2	公社・公団など、日本放送協会
3	市内の私企業のうち、公益性の高いもの〔(例) 水道・電気・ガス・新聞・放送・鉄道・バス・大学・短期大学・短期大学校・高等学校〕 市内に本店・支店を有する銀行、信用金庫、農業協同組合
4	市内に事業所等を有する者
5	市外に事業所等を有する者

(広告掲載の申し込み等)

第7条 広告主が広告掲載を申込む場合は、市が広告枠の契約を締結している事業者と広告主とが、記事内容、掲載時期、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行うものとする。

(広告内容の修正、掲載の取消等)

第8条 市長は、広告の内容がこの要綱に違反していると認めるときは、当該広告の内容修正を求めることができる。

2 市長は、前項の内容修正がなされない場合は、掲載を取消すことができる。

3 広告内容の修正及び取消により、広告主に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(市の行う広報活動と広告主との関係)

第9条 市長は、広告主及び広告主の指示による者からの働きかけ等に応じて、広報活動上のいかなる便宜も図ってはならないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。